

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2011.11. Vol.21

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『突然発生した急を要する登記案件。そのとき支店長は・・・』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『こんなとき、どの専門家に相談すれば・・・』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



上井草の法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中↓

刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

構想4ヶ月、制作2ヶ月。

先日、当事務所のホームページが
リニューアルしました！

サイトデザインは、上井草を中心に活躍されている新進気鋭のデザイナー、
STUDIO CUBさん。当事務所のロゴをつくっていただいた方です。

専門家にありがちなサイトとはあえて差別化し、爽やかなイメージを打ち
出してもらいました。ぜひ一度ご覧ください！

<http://www.hokodate-jimusyo.com/>



<サポート事例>

『突然発生した急を要する登記案件。そのとき
支店長は・・・』

今回のテーマは登記です。登記業務は本来私の業
務ではないのですが、扱っている案件で登記が必要
になるケースは多く、日常的にパートナーの司
法書士とは連携をとりながら仕事をしています。

今回は、営業店で突然発生した急を要する登記案
件を、当事務所のパートナー司法書士がサポート
した事例をご紹介します。

■「行政書士さんですが、色々なブレンをもっ
ている」(杉並区 信用金庫 支店長 M.T様 48
歳)

——実際に当事務所の機能を活用されてみていか

がでしたか？(パートナー司法書士による登記手
続)

当店のお客様の案件で、同族の法人間の不動産売
買と、根抵当権の債務者の追加変更を行う案件が
ありました。もともとお客様が会計方面の専門家
の方で、手続きのこともお詳しく、「自分で登記を
やる」とおっしゃっていたので、店で司法書士は
手配していませんでした。ところが、やはり複雑
な登記知識が必要だったようで、取引の前日にな
って、突然「やっぱり自分ではできない」とおっ
しゃられて…。

手元に資料がなく、売買契約書が本部にあるのみ
で、時刻もすでに夕方でした。急遽、店で取引の
ある司法書士を手配しようと動いたのですが、翌

★ぜひ営業店の皆様でご利用ください。

つづき↓

<サポート事例>

営業日の取引案件だったこともあり、3件の事務所に断られてしまいました。

そこで思い出したのが、銚立さんでした。行政書士さんですが、色々なブレンをもっていることを知っていたので、どなたか近いところで司法書士を紹介していただけませんか。

銚立さんに電話で事情を話したところ、すぐに司法書士さんから連絡がありました。快くお引き受けいただき、売契を送ってから10~15分後には登記の必要書類を正確に指示してくださいました。

ご紹介していただいた司法書士の山川先生（司法書士法人リリーフ 代表司法書士）は、物腰の柔らかいソフトな感じの方で、やわらかい口調で登

記の説明も丁寧。資料が揃っていない場合など最悪の事態を想定してあらかじめ書類を準備されるなど、万全の体制で対応してくださいました。

正直、当日まで取引がうまくいか心配でしたが、山川先生のご尽力もあり、お客様も最後は「よかったよ」と感謝してくださいました。

先日、「ご紹介のお礼に」と当事務所を訪ねてくださったT支店長。このインタビューにも快く応じてくださいました。またいつでも当事務所の機能をご活用ください！

<相談業務引き出しメモ>

『こんなとき、どの専門家に相談すれば・・・』

最近お取引先の信用金庫職員様から当事務所に寄せられたご相談を紹介します。

「金庫の総代で、遺言書のことでも相談されたいというお客様がいらっしゃるの、一度会って話を聞いてほしい」

「相続が発生したお客様に、手続きのことや相続税がかかりそうかどうかを説明してほしい」

「中古マンションを親子間で売買する場合、不動産業者を通さずに手続きを進められるか？」

このように、当事務所に寄せられる相談は、ある意味「ざっくりとした話」であることが多いです。

しかし、このような「ざっくりとした話」から、関係当事者にとってのハッピーなゴールを見出し、ゴールの実現に向けて道筋を立て、必要に応じて各種専門家を手配しながら問題解決に当るのが当事務所のスタイルです。

冒頭のご相談でいえば、遺言書作成の前に税理士による相続税の試算が必要なケース、単純な相続登記だけでなく利害が衝突していたり、多様な金融資産の分割協議が必要なケース、親族間の不動産売買など税務・法務の知識が必要なケースなど、一つの相談の中に複数の問題が包含されていることも多いのではないのでしょうか。

「こんなとき、どの専門家に相談すれば・・・」。そんなときは、当事務所にお気軽にご相談ください。

<編集後記>

先日、川崎のパートナー会計事務所からオファーがあり、同事務所主催のセミナー（12/7開催）で講演することに決定しました。出席者は、顧問先企業の経営者と経理担当者約40名。テーマは主催者側のリクエストで「間違いのない遺言書の書き方」に。やはりみなさん、相続・事業承継に関心が高いようです。遺言書がなかったために、残された人が苦労した事例を厚めに話そうと思います。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 外国人のお客様（入管手続）

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください!



行政書士

銚立榮一朗事務所

HOKODATE EIICHI LAW OFFICE

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立榮一朗事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』
無料請求受付中

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。